

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の
一部を改正する件

令和 3 年 3 月 17 日
厚生労働省
労働基準局安全衛生部

本改正案は、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第11号）による労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の改正及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（平成31年厚生労働省告示第32号）による安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）の改正を踏まえ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第60条の2第2項に基づき公表している危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（平成元年安全衛生教育指針公示第1号）について所要の改正を行うものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

※ 行政手続法（平成5年法律第88号）抄

（意見公募手続）

第三十九条 （略）

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。